

厚生委員会陳情説明資料

令和元年8月21日

件名	頁
1 受理番号11 権利擁護支援の地域連携ネットワークへの行政書士の参画を求める陳情・・・	1

(福祉部)

件名	受理番号11 権利擁護支援の地域連携ネットワークへの行政書士の参画を求める陳情
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課
陳情の要旨	成年後見業務を通じて高齢者や障がい者の暮らしを守る活動により一層貢献するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、行政書士が専門職として参画することを実現していただきたい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて</p> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」に基づき、平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「計画」という。）において示された地域連携の仕組みである。</p> <p>「計画」の中で、国は、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に支援につなげるために、状況に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、見守り体制を構築していくことが必要であるとしている。</p> <p>以下、「計画」より抜粋</p> <p>※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し、支援する必要がある。</p> <p>※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。</p> <p>2 足立区の成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワーク</p> <p>足立区の成年後見制度の利用促進は、「足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」のなかで、「柱4 高齢者の権利を守るしくみを充実します」として定められている。</p> <p>地域連携ネットワークについては、国の計画において「法律に基づき、区と社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関が連携」し、成年後見制度の利用を促進するとしている。</p> <p>3 足立区的地域連携ネットワーク構築に向けた取組み</p> <p>平成30年5月に地区三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）と区・社会福祉協議会との協議を始め、現在も定期的に意見交換会を実施している。</p> <p>4 東京家庭裁判所における後見人の選任について</p> <p>東京家庭裁判所が後見人を選任する際、専門職として名簿登録されているのは5士業のみ（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士）。</p>

5 今後の予定

今年度	地域連携ネットワーク構築に向けて、地区三士会と意見交換会を実施（4回/年）
令和2年度	地域連携ネットワーク構築に向けて、検討会を実施（6回/年）
令和3年度	（仮称）地域連携ネットワーク協議会を設置

（参考）他区の主な体制整備の状況（平成30年2月時点）

	地域連携ネットワーク（協議会）構成メンバー検討状況
世田谷	相談機関、介護事業者、医療機関、金融機関、行政、商店会、区民、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会はじめ専門職団体等を想定
中野	庁内各関係部署のほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士を考えている。
杉並	法曹会、医師会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会、民生委員、居宅介護支援事業者、訪問介護支援事業者、地域包括支援センター、障害者自立支援センター、障害者地域相談支援センター、区関係者を検討
練馬	弁護士、司法書士、社会福祉士等の士業や地域包括支援センター、社協、区の成年後見担当部署を活用予定